

# 一般財団法人日本赤十字社看護師同方会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、赤十字の理念のもとに、看護に関する知識技能の研究等を通して、看護の質の向上を目指すとともに看護学生・看護師の育成を図り、もって看護の向上発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、47都道府県において、次の事業を行う。

- 一 看護に関する知識技能の研究を奨励し、支援すること
- 二 看護に関する講演会及び研修会の開催を奨励し、支援すること
- 三 看護学生・大学院生に対する奨学資金・奨学金の貸付を行うこと
- 四 看護師に対する奨学金の貸付を行うこと
- 五 看護に関する図書教材の整備を支援すること
- 六 看護師間の連絡、親和、協力を図ること
- 七 会報等を発行すること
- 八 赤十字事業へ協力すること
- 九 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第5条 本会の財産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第6条 本会の基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員3分の2以上の決議を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (財産の管理)

第7条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

#### (事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### (事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の決議を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### (事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を得るものとする。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の付属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(長期借入金及び財産の処分等)

第11条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様の議決を得なければならない。

(会計原則等)

第12条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(剰余金の分配禁止)

第13条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員の定数)

第14条 本会に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- ニ 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の(1)から(6)に該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。
  - イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - (1) 国の機関
    - (2) 地方公共団体
    - (3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - (4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - (5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - (6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設立法第4条第15項の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

#### （評議員の任期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員の報酬等）

- 第17条 評議員には、評議員会出席の都度、日当を支給することができる。ただし、評議員全員の総額は、毎年300万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める評議員及び役員  
の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

### (構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (種類)

第19条 本会の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

### (権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 評議員、理事及び監事の報酬の支給基準及び報酬等の額
- 三 各事業年度の事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 その他評議員会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

### (開催)

第21条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

### (招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった場合、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

### (招集の通知)

第23条 理事長は評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意を得たときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催できる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 評議員及び役員に対する報酬等の支給の基準
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会議に出席した評議員の中から選定された2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 7名以上10名以内
- 二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、4名以内を一般社団・財団法人法に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 第2項で選定された業務執行理事は、常務理事に就任する。
- 5 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は本会を代表し、業務を統括する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、本会の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行にかかわる職務を代行する。但し、代表権の行使は除く。
- 4 理事長、常務理事は毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は次に掲げる業務を行う。

- 一 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 二 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書

類及び事業報告を監査すること。

- 三 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 四 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- 五 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 六 理事が評議員会に提出しようとする議案や書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- 七 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事及び監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第33条 役員が次の一に該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第26条第2項による。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

- 第34条 役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給す

ることができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 報酬及び費用の支払いについては、評議員会の決議を経て別に定める「報酬等規程」にて支払うものとする。

(責任の免除)

第35条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第36条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、本会に特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言を行う。
- 4 顧問の任期は別に理事会で定める。
- 5 顧問には第34条の規定による報酬を支給することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

第37条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(種類)

第38条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
  - 二 理事の職務の執行の監督
  - 三 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 本会が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その後取得した同一銘柄の株式（出資）を含め、その株式（出資）の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、予め理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(開催)

第40条 通常理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 理事長が必要と認めたとき。

二 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求をした理事が招集したとき。

四 第31条第1項第五号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第2項三号及び四号の場合は除く。

2 理事長は前条第2項第二号、第四号の前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を招集することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異義を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 会議に出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 会員及び支部

(会員)

第47条 本会の目的に賛同し、その事業を協賛する者を会員とすることができる。

(会員の種類)

第48条 本会の会員は正会員、賛助会員及び名誉会員の3種類とする。

2 会員の資格及び会費等、会員に関する必要な事項は理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(支部)

第49条 本会は、その事業の普及促進を図るため、都道府県に支部を置く。

(支部長等)

第50条 前条の支部には支部長を置く。

2 支部長は、当該都道府県支部において会員の中から選任し、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 支部には、必要に応じ副支部長及び世話役を置くことができる。

4 第2項の支部長の選任等に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(支部長会議)

第51条 支部長会議は支部長をもって構成する。

2 支部長会議は理事長が招集する。

3 支部長会議の議長は、支部長会議において互選する。

4 支部長会議は、理事長の諮問に応え、本会の事業運営に関し必要な事項について理事長に対し、意見を述べることができる。

5 前各項に定めるものの他、支部長会議の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに、第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第53条 本会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 本会は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第55条 本会が解散等により清算する時に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、学校法人日本赤十字学園に寄付するものとする。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第56条 本会の事務を処理するために、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

### (備え付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を法令で定める期間、備えて置かなければならない。

- 一 定款
- 二 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 三 会計帳簿
- 四 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- 五 監査報告書
- 六 役員等の報酬等の規程
- 七 その他法令で定める帳簿及び書類

## 第9章 公告

### (公告)

第58条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 雑則

### (委任)

第59条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

## 【附則】

- 1 この定款は、平成25年4月1日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は浦田喜久子とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、小森和子、瓜生園子、前田久美子の3名とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、大給乗龍、坂口順治、田中光彦、中村美知子、名坂笑子、増子ひさ江の6名とする。

附則 この改正定款は平成26年3月18日から施行する。

附則 この改正定款は平成27年4月1日から施行する。